（単体自己資本比率を算出する場合における半期の開示事項）

**第四条**　規則第百十六条第一項に規定する農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項（農林中央金庫の半期（四月一日から九月三十日までの期間をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

2　前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成するものとする。

3　第二条第三項（第十一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「第四条第一項」と、「第十号及び第十一号」とあるのは「第十一号」と、同項第十一号中「貸借対照表」とあるのは「半期（四月一日から九月三十日までの期間をいう。）の貸借対照表」と読み替えるものとする。

4　第二条第四項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項の規定は、第一項の定量的な開示事項について準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第四条第一項」と、同条第五項中「別紙様式第二号」とあるのは「別紙様式第五号」と、「第三十面」とあるのは「第二十四面」と読み替えるものとする。

（連結自己資本比率を算出する場合における半期の開示事項）

**第五条**　規則第百十六条第一項に規定する農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項（農林中央金庫及びその子会社等の半期に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項及び連結レバレッジ比率に関する開示事項とする。

2　前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第三号により作成するものとする。

3　第二条第三項（第十一号に係る部分に限る。）及び第三条第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合において、第二条第三項及び第三条第三項中「第一項」とあるのは「第五条第一項」と、第二条第三項中「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する場合にあっては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）」

八　金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る想定元本の額の残高

九　次に掲げる有価証券（流動性が高いと認められるものを除く。）の残高の合計額

イ　売買目的有価証券

ロ　その他有価証券

十　観察可能な市場データではない情報に基づき公正価値評価された資産の残高

十一　対外与信の残高

十二　対外債務の残高

6　第一項の連結レバレッジ比率に関する開示事項は、次に掲げる事項とする。

一　連結レバレッジ比率の構成に関する事項

二　前連結会計年度の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）

7　前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第四号により作成しなければならない。

（半期の開示事項）

**第四条**　第二条（第三項第一号から第九号までを除く。）及び前条（第三項第二号から第十号まで及び第五項を除く。）の規定は、規則第百十六条第一項に規定する農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項（半期（四月から九月までの半期をいう。）に係るものに限る。）のうち、自己資本の充実の状況に関する事項について準用する。この場合において、第二条第一項中「第百十二条第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について」とあるのは「第百十六条第一項に規定する」と、「事項は」とあるのは「事項（半期（四月から九月までの半期をいう。）に係るものに限る。）のうち、自己資本の充実の状況に関する事項は」と、同条第二項中「しなければならない」とあるのは「するものとする」と、同条第四項第一号ヘ中「をいう。第五条第一項第七号において同じ」とあるのは「をいう」と、同項第七号中「除く。次条第四項第八号において同じ」とあるのは「除く」と、前条第一項中「第百十三条第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について」とあるのは「第百十六条第一項に規定する」と、「事項は」とあるのは「事項（半期（四月から九月までの半期をいう。）に係るものに限る。）のうち、自己資本の充実の状況に関する事項は」と、「並びに第五条第一項第十四号及び第十五号において同じ」とあるのは「において同じ」と、同条第二項中「しなければならない」とあるのは「するものとする」と、同条第四項第二号ヘ中「をいう。第五条第一項第七号において同じ」とあるのは「をいう」と、同条第六項第二号中「前連結会計年度」とあるのは「前半期（四月から九月までの半期をいう。）」と、同条第七項中「しなければならない」とあるのは「するものとする」と読み替えるものとする。

「条を加える。」